

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 使用人兼務役員の中小企業退職金共済制度の掛金

Q : 当社では、この度、中小企業退職金共済事業団の退職金共済に加入しました。この共済の被共済者には、取締役支店長も含まれています。

ところで、役員の退職給与引当金は、損金に算入されないようですが、この共済制度に係る掛金の取り扱いについて教えてください。

A : 取締役支店長に係る金額も含めて、現実に支払った日の属する事業年度の損金に算入され、かつ、被共済者の給与所得にはなりません。

【解説】

中小企業退職金共済制度とは、中小企業労働者の退職金を確保するため、中小企業が中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結し、当該事業団が加入事業主と国の一部補助による掛金により被共済者に直接退職金を給付する制度です。

この中小企業退職金共済事業団の退職金共済契約における被共済者には、使用人の他、法人の役員で部長、支店長のような使用人としての職務を有している者が含まれており、これらの者に係る掛金も給与として取り扱われることなく、損金に算入されることとなります。

一方、この共済から受ける給付金は、掛金を支払った法人ではなく、被共済者である使用人等に帰属することになりますので、法人の益金には算入されません。

